

●規程改正の概要

要 旨	北病院において、看護師業務の負担軽減を目的とした2交代制勤務を導入するため、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。									
	<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北病院看護部では、これまで3交代の勤務体制により業務を行ってきた。 ○ 業務の負担軽減に資するか否か検証することを目的として平成29年11月から2交代制勤務を試行し、職員に対してアンケートを行ったところ、97%が2交代制勤務の方が良いとの回答となった。 ○ 看護師業務の負担軽減に資することから、勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の改正を行い、北病院看護部において2交代制勤務を導入する。 									
内 容	<p>2 改正の内容</p> <p>(1) 北病院看護部における2交代制勤務の導入</p> <p>交代制勤務者の始業時刻・終業時刻について規定する。</p> <p>【勤務パターン】</p> <table> <tbody> <tr> <td>日勤</td> <td>8:30 ~ 17:15</td> <td>(実働 7時間45分)</td> </tr> <tr> <td>夜勤</td> <td>17:15 ~ 翌7:30</td> <td>(実働 13時間15分)</td> </tr> <tr> <td>日中勤</td> <td>7:00 ~ 18:00</td> <td>(実働 10時間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 夜勤 + 日中勤 = 23時間15分 (日勤3回分)</p> <p>(2) その他 規定の整備</p>	日勤	8:30 ~ 17:15	(実働 7時間45分)	夜勤	17:15 ~ 翌7:30	(実働 13時間15分)	日中勤	7:00 ~ 18:00	(実働 10時間)
日勤	8:30 ~ 17:15	(実働 7時間45分)								
夜勤	17:15 ~ 翌7:30	(実働 13時間15分)								
日中勤	7:00 ~ 18:00	(実働 10時間)								
施行期日	平成30年4月1日から施行する。									

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表

新行	旧行																																								
<p>第4条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを下表に定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職員</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">勤務 時間</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">勤務態様及び勤 務時間の割振り</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">休憩 時間</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">週休日</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職員</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">勤務 時間</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">勤務態様及び勤 務時間の割振り</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">休憩 時間</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">週休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">中央病院 医療局 手術診療統括部 臨床工学科 _____</td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px;">_____に勤務する職員、中央病院 看護局 看護部 _____</td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px;">_____に勤務する職員のうち副看護師長、主任看護師又は看護師である者及び北病院 看護部 _____に勤務する職員のうち_____入院患者の看護業務に従事する者</td><td style="padding: 10px;">中央病院(医療局)入院外来診療部 臨床工学科、看護部 外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。)に勤務する職員、中央病院(看護部)入院看護科に限る。)に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、_____に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者</td><td style="padding: 10px;">略</td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px;"></td></tr> </tbody> </table>	職員	勤務 時間	勤務態様及び勤 務時間の割振り	休憩 時間	週休日	職員	勤務 時間	勤務態様及び勤 務時間の割振り	休憩 時間	週休日	中央病院 医療局 手術診療統括部 臨床工学科 _____		_____に勤務する職員、中央病院 看護局 看護部 _____		_____に勤務する職員のうち副看護師長、主任看護師又は看護師である者及び北病院 看護部 _____に勤務する職員のうち_____入院患者の看護業務に従事する者	中央病院(医療局)入院外来診療部 臨床工学科、看護部 外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。)に勤務する職員、中央病院(看護部)入院看護科に限る。)に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、_____に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者	略				<p>第4条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを下表に定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職員</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">勤務 時間</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">勤務態様及び勤 務時間の割振り</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">休憩 時間</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">週休日</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職員</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">勤務 時間</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">勤務態様及び勤 務時間の割振り</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">休憩 時間</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">週休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">中央病院 医療局 手術診療統括部 臨床工学科 _____</td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px;">_____に勤務する職員、中央病院 看護局 看護部 _____</td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px;">_____に勤務する職員のうち副看護師長、主任看護師又は看護師である者及び北病院 看護部 _____に勤務する職員のうち_____入院患者の看護業務に従事する者</td><td style="padding: 10px;">中央病院(医療局)入院外来診療部 臨床工学科、看護部 外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。)に勤務する職員、中央病院(看護部)入院看護科に限る。)に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、_____に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者</td><td style="padding: 10px;">略</td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px;"></td></tr> </tbody> </table>	職員	勤務 時間	勤務態様及び勤 務時間の割振り	休憩 時間	週休日	職員	勤務 時間	勤務態様及び勤 務時間の割振り	休憩 時間	週休日	中央病院 医療局 手術診療統括部 臨床工学科 _____		_____に勤務する職員、中央病院 看護局 看護部 _____		_____に勤務する職員のうち副看護師長、主任看護師又は看護師である者及び北病院 看護部 _____に勤務する職員のうち_____入院患者の看護業務に従事する者	中央病院(医療局)入院外来診療部 臨床工学科、看護部 外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。)に勤務する職員、中央病院(看護部)入院看護科に限る。)に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、_____に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者	略			
職員	勤務 時間	勤務態様及び勤 務時間の割振り	休憩 時間	週休日	職員	勤務 時間	勤務態様及び勤 務時間の割振り	休憩 時間	週休日																																
中央病院 医療局 手術診療統括部 臨床工学科 _____		_____に勤務する職員、中央病院 看護局 看護部 _____		_____に勤務する職員のうち副看護師長、主任看護師又は看護師である者及び北病院 看護部 _____に勤務する職員のうち_____入院患者の看護業務に従事する者	中央病院(医療局)入院外来診療部 臨床工学科、看護部 外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。)に勤務する職員、中央病院(看護部)入院看護科に限る。)に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、_____に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者	略																																			
職員	勤務 時間	勤務態様及び勤 務時間の割振り	休憩 時間	週休日	職員	勤務 時間	勤務態様及び勤 務時間の割振り	休憩 時間	週休日																																
中央病院 医療局 手術診療統括部 臨床工学科 _____		_____に勤務する職員、中央病院 看護局 看護部 _____		_____に勤務する職員のうち副看護師長、主任看護師又は看護師である者及び北病院 看護部 _____に勤務する職員のうち_____入院患者の看護業務に従事する者	中央病院(医療局)入院外来診療部 臨床工学科、看護部 外来看護科及び看護部周産期・救急看護科に限る。)に勤務する職員、中央病院(看護部)入院看護科に限る。)に勤務する職員のうち看護師長及び看護助手以外の者、_____に勤務する職員のうち業務課の調理業務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者	略																																			

別表第1（第6条関係）

勤務の形態	勤務の種類	始業時刻及び終業時刻
通常勤務	日勤	午前8時30分～午後5時15分 _____
		業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難いときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。
交替勤務	日勤A 日勤B	午前8時～午後4時45分 午前8時30分～午後5時15分 _____
		午後4時30分～翌日午前1時15分 _____
準夜勤		午後4時30分～翌日午前1時30分 _____
深夜A		午前1時00分～午前10時00分 _____
深夜B		午前0時45分～午前9時45分 _____
深夜準夜A		午後4時30分～翌日午前9時 _____
深夜準夜B		午後4時30分～翌日午前9時45分 _____

別表第1（第6条関係）

勤務の形態	勤務の種類	始業時刻及び終業時刻
通常勤務	日勤	午前8時30分～午後5時15分 _____
		業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難いときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。
交替勤務	日勤A 日勤B 日勤C	午前6時～午後2時45分 午前8時30分～午後6時15分 _____
		午前9時30分～午後6時15分 _____
準夜勤		午後4時30分～翌日午前1時30分 _____
深夜A		午前1時00分～午前10時00分 _____
深夜B		午前0時45分～午前9時45分 _____
深夜準夜A		午後4時30分～翌日午前9時 _____

	<u>深夜準夜B</u>	午後5時15分～翌日午前7時30分	
	<u>深夜準夜C</u>	午後7時～翌日午前8時45分	
	<u>日中勤A</u>	午前8時～午後7時30分	
	<u>日中勤B</u>	午前7時～午後6時	

業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難いときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。

			<u>を除く。)</u>

業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難いときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。